

平成22年第2回川根本町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (11月30日)	
開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
日程の追加.....	15
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
閉 会.....	18

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷		君

不応招議員（なし）

平成22年第2回川根本町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成22年11月30日(火)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第51号 川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第52号 川根本町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第53号 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 発議第3号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

招 集 年 月 日	平成22年11月30日(火)		
招 集 の 場 所	川根本町役場 議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成22年11月30日(火) 午前 9時00分 議 長 板 谷 信 君	
	閉 会	平成22年11月30日(火) 午前10時10分 議 長 板 谷 信 君	
出 席 議 員	1 番 中 野 暉 議員	2 番 太 田 侑 孝 議員	
	3 番 山 本 信 之 議員	4 番 中 田 隆 幸 議員	
	5 番 小 藪 侃 一 郎 議員	6 番 原 田 全 修 議員	
	7 番 森 照 信 議員	8 番 中 澤 智 義 議員	
	9 番 市 川 昌 美 議員	10 番 鈴 木 多 津 枝 議員	
	11 番 高 畑 雅 一 議員	12 番 板 谷 信 議員	
欠 席 議 員	な し		
会 議 録 署 名 議 員	4 番 中 田 隆 幸 議員	5 番 小 藪 侃 一 郎 議員	
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名			
町 長	佐 藤 公 敏 君	副 町 長	小 坂 泰 夫 君
総 務 課 長	西 村 太 一 君	企 画 課	森 下 睦 夫 君
税 務 課 長	筒 井 佳 仙 君	福 祉 課 長	柴 田 光 章 君
生 活 健 康 課 長	西 村 一 君	産 業 課 長	鈴 木 一 男 君
建 設 課 長	大 石 守 廣 君	商 工 観 光 課 長	羽 倉 範 行 君
生 涯 学 習 課 長	中 澤 莊 也 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	山 田 俊 男 君
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者	川根本町議会事務局長 大 村 敏 正		

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷信君） ただいまから、平成 22 年第 2 回川根本町議会臨時会を開会いたします。

開 議

議長（板谷信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しております。なお、教育総務課長は所用のため欠席していますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11 月 24 日、町長から第 2 回臨時会を招集する告示をした旨、通知がありました。

今期臨時会は、お手元に配布のとおり、議案 3 件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第 121 条第 1 項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配布してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査、財政援助団体監査の結果について報告がありました。内容については、お手元に配布のとおりです。

また、中澤視察研修委員長から議員行政視察研修について報告書の提出がありました。内容についてはお手元に配布のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷信君） 今期臨時会招集にあたり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

11 月もまもなく終わり、師走を迎えようという何かとお忙しい中、平成 22 年第 2 回臨時議会の開催をお願いいたしましたところ、議員全員の皆様のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

10月25日から進めてまいりました町政懇談会も、今夜の奥泉を残すのみとなりました。町政懇談会には議員の皆様にもご出席を賜りまして誠にありがとうございました。限られた時間の中ではありましたが、行政の進め方に対しての厳しいご意見や励ましのことばをいただきました。また、現在の地域経済の厳しい状況を反映しての地域産業の振興、あるいはブロードバンド事業へのご意見等も伺うことができました。

皆様からいただいたご意見を参考にしながら、今後の町政運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、中国で開催されましたアジア大会において、本町出身の大村朱澄さんが女子カヤックフォア500メートルで銅メダル、ペアで銀メダルを獲得いたしました。本日母校の川根高校、本川根中学校と共に役場を訪ねてくださるとのことです。心からメダル獲得を祝福したいと思っております。

本日は職員の給与に関する条例の一部改正等3件について御審議をいただきますが、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（板谷信君） ご苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番、中田隆幸君、5番、小藪侃一郎君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（板谷信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第51号 川根本町職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例について

議長（板谷信君） 日程第3、議案第51号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第51号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案1ページから9ページをごらんください。

今回の改正議案は、人事院が本年8月10日に行いました国家公務員の月例給与及び期末・勤勉手当等に関する報告、勧告及び静岡県人事委員会が本年10月6日に行いました静岡県職員の給与等に関する報告、勧告を考慮し、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を上程するものであります。

内容は、町職員の住宅手当の廃止及び職員の期末・勤勉手当を0.2カ月分引き下げ、かつ、中高年齢層の職員の給料月額削減、並びに55歳以上の課長職の職員の給与等を当分の間1.5%削減するという改正規定であります。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（板谷信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてあるものと通告必要のないものが1件ありますけども、およそ5点にわたって質疑をさせていただきます。

最初に職員の給与などの引き下げを4月に遡って行い12月で調整するとのことですが、不利益遡及の禁止に抵触するのではないかとこの点です。

それから2点目は各条項で給与、期末手当などそれぞれいくら減額になるのかということで、1、第10条第1項の住居手当のうち、第2号の住宅手当の廃止ではいくらか。2、第15条第2項中で期末手当0.15カ月分減額、第15条の8第2項第1号などによる勤勉手当の0.05カ月分削減の影響額はいくらか。3、一般職の中高年齢層の給料月額削減で行政職3級26人、4級22人、5級8人、6級12人、行政労務職3級3人、合計71人の給料表による減額が行われるとの説明がありましたけども、この減額の総額はいくらになるのか。4、15条の5、期末手当の第1項中に挿入する附則第10項第2号の55歳を超える職員で6級以上の職員、当町では全員課長さんたち12名とのことですが、この方たちについて給料月額、期末・勤勉手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の合計額の1.5%を削減するというんですけども、この影響額、減額される額はいくらになるのか。

それから3点目として、今回の改定で総額いくらの減額、全て合わせて総額いくらの減額になるのか。それから一人当たりも、もし出せるのであれば、これは通告していませんけど、わかりましたら答えていただきたいと思ひます。

それから4点目ですけども、当町のラスパイレス指数はどれくらいになるのでしょうか。県の平均値、当町の県内における順位などわかる点をお答えいただきたいと思います。

それから5点目ですけど、これは通告をしていませんが、今回およそ、間違ってるかもしれませんが、私の推定では2千万くらいなのかなと、減額、削減する額を想定したんですけども、違っていたら訂正していただきたいんですけど、これだけの大きな額が削減されるということで、景気の落ち込みを防ぐためにどのような使い道を考えておられるのか、この点をお聞きいたします。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） それでは鈴木議員の質疑に回答させていただきます。

まず1点目でございますけども、1点目につきましては4月に遡って12月で調整するのは不利益遡及の禁止に抵触するのではという質疑でございます。結論を申し上げますと、過去の地裁判決や東京高裁の判決の例によりますと、人事委員会の調査、勧告から給与の改定時点までが一定の時間、経過があることから、その公民格差を埋める方法として、どういう方法をとるかは各自治体の立法政策の合理的な判断に委ねられているとされております。期末手当も月例給と同様に労働の対価であるなどの理由から、その債があることをもって直ちに調整措置の対象として期末手当を選択するのは違法とは言えないということでございます。

2点目につきましては数字的なものですが、まず1番目のことですが、住居手当のうちの住居手当の廃止ではというご質疑でございましたけども、2号の住居手当の廃止でありまして12月分から廃止をいたします。次に2番目の0.15カ月分の減、それから15条の8の2項第1項による勤務手当の0.05カ月分の減の影響額ということですが、対象額は全員になりまして、期末手当の影響額が約780万円、勤勉手当の影響額が250万円、合計で約1,030万円の減額となります。次に3番目のご質疑でございます。一般職の中高齢層の給料月額額の減額、給料表による減額の総額はいくらかということですが、減額対象者は先ほど申し上げましたように71名でございます。月額額の総額は約2万2千円となります。次に4番目の質疑でございます。4番目の質疑につきましては15条の5の第1項中に挿入する分でございますが、これにつきましては給料の影響額は対象者12名、総額月当たり約7万6千円の減額、12月期における期末・勤勉手当の影響額が約17万6千円の減額であります。

次に3点目のご質疑でございます。今回の改正で総額いくらの減額になるかということでございますが、5番目の一人当たりのものも含めましてお答えさせていただきます。期末・勤勉手当が約1,030万円、4月から11月までに支払われた給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の遡及額が84万円及び月例給の引き下げ分が約9万円、合計1,123万円程度の減額が見込まれます。

次に4点目のご質疑でございます。当町のラスパイレス指数はということですが、これにつきましてはまだ公式発表がありません。調整中ということになっておりますけれども、

ども、川根本町の試算によりますと、今のところ約 93.2%くらいと考えております。なお、先ほど申し上げましたように、県内の市町の何番目ぐらいかということでございますけども、昨年の数字から見ますとかなり低い方だと想定されます。なお、県の平均値ということでございますけども、これも公式発表ございませんので報告することができません。

それから最後の今回の減額の数字ですけども、先ほど申し上げましたように 1,123 万円程度ということでございますけども、この使い道はということですが、使い道につきましては繰越金という形になると思います。

以上でございます。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。10 番、鈴木君。

10 番（鈴木多津枝君） とびとびになるとは思いますけど、思いつくままに再質問をさせていただきます。

まず最初にラスパイレス指数が県の公式発表がないから報告できないということですけども、例えば昨年度ではどうなんでしょうか。当町が 93.2%ということで、これは今回の改定が行われたとしてのラスパイレス指数になるんでしょうか。それと、当町の順位も昨年かなり低い方だったということですけども、昨年の数値でかなりという答しか出ないんでしょうか。通告してあるのでもう少し確実なお答えをいただきたいと思います。

それから、私は先ほど 2,000 万円ほどの減額ということを最初の質問で言いましたけど、それはただいまの課長のお答えから、総額で 1,123 万円の減額ということで、これは私が聞き間違えていたと反省をしております。申し訳ありません。

それで、最初の不利益遡及の禁止に抵触するのではないかということで、書き取りもできませんでしたが、過去の地裁判決などで違法ではないという判決が出ている、その間の言葉は抜かしますけども、いわゆる違法とは言えないというふうなお答えだったんですけども、いま現在も国とか総理大臣、あるいは国会議員を相手に不利益遡及の禁止に該当するというので、抵触するというので裁判も行われていて、そういう裁判の結論というか、まだ控訴中だと聞いています。ネットでも調べたんですけども、そういうものもあります。ですので、この地裁判決でと言うんですけども、いつの地裁判決で不利益でないとしたのか教えてください。あとは数字的なものはわかりましたので、その 2 点をまずお伺いいたします。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） まず 1 点目の質疑でございます。ラスパイレスについてでございますけれども、この 93.2%になるのではないかというのは、いま現在、22 年度の方でございます。それから見ると、まだ県の公式発表がないということで申し上げましたけども、低い方ではないかというのは、前年度の数字から見ると 93.2%は低い方でございますので、そういう判断をさせていただいたということでございます。それから県の方の平均値についても同じようにまだ調整中ということで聞いておりますので、報告が出来ないということで非常に残念だと思います。

それから2点目につきましては、東京地裁の判決要旨ということになっておりますけども、その中で、先ほど申し上げましたように重複しますけども、月例給と特別給は性格が異なってるんですけども、月例給の差額を期末手当によって調整することは違法ではないかという想定がありまして、その中では違法ではないというようなことでございます。

あとは、いろんな判例をとということでございますけれども、例えば17年頃から18年にかけての地裁等々の例を見ますと、先ほどとも重複しますけども、不利益遡及の禁止の法理に違反とか無効とは解せないとか、それから簡単に言いますと、いくつかの例を抽出しますと、ある判例でいきますと、ちょっと読み上げますけども、最高裁判例が示した不利益遡及の原則は私企業についてで、国家公務員にそのまま当てはめられないと指摘し、官民の給与差額をどう調整するかは人事院などの国側の判断として勧告立法過程では違法ではないというような文章もありますので、それらを判断しましてお答えさせていただきました。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番鈴木です。当議案に反対の立場から討論を行います。

今回の給与改定は、人事院が今年8月10日に、2010年度の国家公務員一般職の給与と期末・勤勉手当を同時に引き下げる勧告を行ったのに当町もなって、同様の引き下げを行おうとするものです。

人事院による給料と期末・勤勉手当の同時引き下げ勧告はこれで2年連続であり、今の長期化した不況を改善するには、国民の懐を温め、購買力を高めることが必要と言われ、政府も今の国会で5兆円もの景気対策のための補正予算を組んでいる、成立させているもとの、今回このような人事院勧告を実施することになれば、全国規模で地方公務員、特殊法人、農協職員など、その家族も含めて750万人に生活の切り下げを迫るものであるということは、人事院自身も発表していることであり、さらに民間企業の引き下げを刺激し、ますます不況に拍車をかける逆行としか言えないものであります。今回は若年層の給与引き下げは、士気の低下や新卒者の公務員離れを配慮して行わない、据え置きとするということで、給与表で一定以上の職員で0.1%の削減を4月までさかのぼり、遡及分は平均で0.28%削減する、この後にも出てくる55歳以上の引き下げ同様、不利益遡及の禁止に反するとしか思えない削減勧告を、当町もそのまま行おうとするものです。

また、全ての職員に対して、期末・勤勉手当を4.15カ月分から3.95カ月分へと0.2カ月分引き下げるもので、これも1千万円近い減額となるものです。さらには先ほど述べた不利益遡及の禁止に反するとしか思えない55歳以上での給与表6級以上の職員の給料月額、期末・勤

勉手当のほか、全ての手当の合計額の 1.5% の削減でも当町では 12 人の課長さん全員が対象となるもので、それに、新築または購入住宅に対し 5 年間行っていた月 2,500 円の住宅手当も廃止するというもので、職員組合がある島田市では住宅手当は 4,200 円のまま据え置きにされていますし、55 歳以上の遡及削減も行わないとのことで、組合のあるなしの違いがはっきり出ていると思われる改定内容です。

これら全てを合わせた当町での削減総額は、ほぼ 1 千万円以上に上り、148 人の職員数で割ると一人当たり 67,560 円の削減となり、今でさえ県下でも、課長の答弁でも低い方だという、確固とした数字は示されませんでしたけども、低い方だと認識されているラスパイレース指数を更に引き下げる結果となるもので、公僕と呼ばれ、住民奉仕、福祉や生命、財産を守るために日夜努力されている町職員の皆さんに対して削減したこの予算の効果的な使い道も繰り越すというだけできちんと示されないもとでは、町の景気に与える影響も決して少なくないはずで

人事院は争議権のない公務員に対し、官民格差を理由にここ数年連続でマイナス勧告を行い、民間の人件費削減に刺激を与え拍車を掛け、また大企業の巨額な内部留保を増え続けさせ、ますます国全体を不況にする悪循環を引き起こしています。

国の効果もあやふやな党利党略的なばらまき、無駄遣い、また機密費などのお手盛り予算などに対して国民の政治不信は深まる一方のいま、根本的な改善を図るわけでもなく、国民の怒りをかわすためにやっているとしか思えない公務員削減や人件費削減など、逆効果なことを続けてきて、更には今年 4 月にさかのぼる削減も、法を守るべき公務員に対して民間では禁止されていることを押し付けてくる不利益遡及の恒常化、空文化に対しても、民間でもこれが当たり前となる可能性もあるもので、労働者の生活を更に不安に陥れ、安心して働くことも、いいものを作ることも、安定した社会を築くことも不可能にしてしまう重大な間違いの第 1 歩であると言わざるを得ません。こういう職員の給与、期末手当の削減に対しては到底認められないことを明らかにして反対討論とします。

議長（板谷信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11 番、高畑君。

11 番（高畑雅一君） 11 番、高畑でございます。

私は、議案第 51 号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

この改正は、今年 8 月の国の人事院勧告を踏まえ、職員の給料及び期末手当、勤勉手当等について引き下げを実施するものであり、期末・勤勉手当はすべての職員が対象でありますけれども、給与につきましては引き下げられる中高年層の職員が対象であり、比較的給与の低い若手の職員は減額を免れております。しかし、中堅の職員で子育て中の職員にとっては給与の引き下げ、期末・勤勉手当の引き下げは生活に与える影響は大きいものでありますけれども、本町の地場産業である農林業や商工業、あるいは土木建築に携わる皆様の経済的な現状を考えると、私たち議員も町の職員も、町民の皆様と同じ立場に立って考えていかなければならないと思っております。

そうしたことから、公務員にはこうした人事院勧告という制度に基づいて給料が決められていることで

ありますので、これらのことを総合的に判断し、現在の国や県、さらに町の皆様の経済状況と共に照らし合わせて考えていかなければならず、今回の改正による給与等の減額は適性であると考え、賛成いたします。

議長（板谷信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 52 号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等 に関する条例の一部を改正する条例について

議長（板谷信君） 日程第 4、議案第 52 号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第 52 号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をいたします。

議案 10 ページをごらんください。

本議案は議案第 51 号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例において、町職員の期末・勤勉手当を引き下げることにより、町長及び副町長の期末手当につきましても年間 0.2 カ月分引き下げ、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数と同じく年間 3.95 カ月分となる改正を規定するものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10 番、鈴木君。

10 番（鈴木多津枝君） 通告に基づきまして、町長、副町長の期末・勤勉手当の削減額を、改正前の比較と、それから削減の合計額について伺います。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 52 号の件でございまして、ただいまの質疑ですけれども、町長、副

町長におきましては、勤勉手当はこの対象外でございまして期末手当のみでございます。それでは数字のみ申し上げます。町長につきましては年額 16 万 1,000 円の減額になります。副町長につきましては年額 12 万 5,580 円の減額となります。以上でございます。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。10 番、鈴木君。

10 番（鈴木多津枝君） 聞き間違いかもしれませんが、町長の方で 16 万 1,000 円減額、副町長で 16 万 5,000・・・。

（何か言う者あり）

10 番（鈴木多津枝君） 12 万ですか。わかりました。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立全員です。

したがって、議案第 52 号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 53 号 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（板谷信君） 日程第 5、議案第 53 号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第 53 号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案 12 ページをごらんください。

本議案は議案第 51 号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例において、

町職員の期末・勤勉手当を引き下げることにより、特別職の町長、副町長と同様に、教育委員会教育長の期末手当につきましても年間 0.2 カ月分引き下げ、年間 3.95 カ月分となる改正を規定するものです。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（板谷信君） 町長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10 番、鈴木君。

10 番（鈴木多津枝君） 10 番、鈴木です。

先ほどの質疑で答弁漏れがあったんですけども、改正前改正後の期末手当額の比較についてお答えがありませんでしたけど、今度も同じ質問をしますので、ぜひきちんと答えていただきたいと思います。

教育長への期末手当について、改正前改正後の期末手当額の比較と削減額はいくらになるのでしょうか。

議長（板谷信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 大変申し訳ございませんでした。先ほどの質疑の中で回答漏れがありましたので、その辺を踏まえまして報告をさせていただきます。

先ほどの町長につきましては、改正前につきましては 334 万 750 円から 317 万 9,750 円となりまして 16 万 1 千円の減額となります。副町長におきましては 260 万 5,785 円から 248 万 205 円になりまして 12 万 5,580 円の減額となります。ただいまのご質疑の教育長につきましては、242 万 4,430 円から 230 万 7,590 円となることによって 11 万 6,840 円の減額となるわけでございます。

以上です。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立全員です。

したがって、議案第 53 号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 3 8 分

再開 午前 9 時 5 5 分

議長（板谷信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程の追加

議長（板谷信君） お諮りします。

ただいま、高畑雅一君ほか 1 名から発議第 3 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 発議第 3 号 川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例について

議長（板谷信君） 追加日程第 1、発議第 3 号、川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、高畑雅一君から趣旨説明を求めます。高畑雅一君。

1 1 番（高畑雅一君） それでは、発議第 3 号、川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

この発議は本年度の人事院勧告及び県人事勧告委員の勧告を踏まえ、町職員の給与の引き下げを行う中で私たち町議会議員も町の経済的な経費削減を進めている中、自ら期末手当を引き下げをし、川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を上程するものです。

第 1 条として第 4 条第 2 項中、100 分の 165 を 100 分の 150 に改め、第 2 条で第 4 条第 2 項

中、100分の145を100分の140に、100分の150を100分の155に改めるものです。この条例中第1条の規定は、平成22年12月1日から、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものです。

以上、ご承認よろしくお願いたします。

議長（板谷信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告を出してあったんですけど見ていただいたと思いますが、これも町長、副町長、教育長などと同じように改正前改正後の期末手当額の比較と、それから削減額の合計についてお伺いをいたします。

議長（板谷信君） 11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それでは鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます

議長の改正前の期末手当ですけども、101万6,024円で、改正後は96万6,862円、削減額は4万9,162円になります。それから、副議長の改正前の期末手当は74万8,650円で、改正後は71万2,425円、削減額は3万6,225円になります。委員長、議運の委員長、第1委員長、第2委員長と3人おりますけれども、一人当たり改正前の期末手当は69万5,174円、改正後は66万1,537円、削減額は一人当たり3万3,637円となります。議員7名おりますけれども改正前の期末手当は67万7,350円、改正後は64万4,575円、削減額は一人当たり3万2,775円になります。議員全体では、41万5,723円の削減になります。

以上です。

議長（板谷信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷信君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番鈴木です。当議案に対して反対の立場から討論を行います。

今回の発議については、先ほどから採決を行いました人事院勧告に基づく国家公務員の給与や期末手当の官民格差是正を名目とした引き下げ勧告に対して、当町も職員にそっくり当てはめて行うことで、議員も少し足並みを揃えようと、痛みを分かち合おうというのか、そういう目的のために期末手当の引き下げを行うというものだと思いますけども、当町の議員報酬はもともと低く、それに付随して、連動して期末手当も低いという状況で平均的な数字で比較しますと市会議員は当町の議員期末手当の2倍から3倍、これはネットで見た平均額ではありませんので見て知りえたところでの数値の比較ですけども、市会議員においては2倍から3倍、県会議員においては4倍から6倍、国会議員は10倍から11倍というふうになっておりまし

て、当町の町長と比較しても私たち議員の期末手当は3分の1以下となっています。

19万円の報酬の手取り額は月約14万円少して、家族を養うどころか自分一人生活するにも持ち家やほかに収入がなければ困難な状況で、結局ほかに収入を得るために議員活動に専念できない状況を生み出しているのではないのでしょうか。これでは当町の議員には資産がある裕福な家庭の旦那衆か年金暮らしの高齢者しか出ることができない、社会を支える若者はたとえ会社が議員就任以降戻れるように認めてくれても立候補できない、若者が町政に参加する権利を奪うことになりかねません。

県下でも最低の所得水準の当町では町会議員の報酬でも、このような報酬額でもまだまだという声があることも事実で、ましてやほとんどの民間企業でボーナスなど出せない当町の状況の下では、町会議員に期末手当があること自体恵まれすぎていると言われても仕方がない状況はありますが、現実問題として生活できない報酬で議員活動を続ける当町の議員にとって、期末手当は、普段滞りがちな支払いや必要なものを買う唯一の機会であり、命綱とも言うべきものです。私は何の非もない職員の給与や期末手当の引き下げに賛成できないように、もともと生活できる額でない議員報酬の当町議員の期末手当の削減は総額では41万5千円ちょっとということですが、一人ひとりの議員にとっては役職なしでも3万2,775円の引き下げということで、これは私たちにとっては大きな打撃となるもので、削減の理由が町民感情を勘案してただ右へ倣えするだけというのは、あまりに自身の無い理由ではないのでしょうか。ただでさえ議員になると調査やお知らせ、会合参加、情報収集など一般の人以上に支出しなければならないものも多い議員にとって、日常の議員活動を、胸を張って、自身を持って行えない状況を作ることになりかねません。

私は議員になって18年になりますが、かつて議会に入った当時に比べたら、今の議会は比べものにならないくらい一つ一つの課題をみんなで真剣に考え、取り組み、町民に信頼される議会となる運営を目指して努力が続けられています。町民への信頼を取り戻す為にも議会活動を保証する報酬の不足を補う役割の重要な期末手当の削減は認められないことを指摘して反対討論とします。

議長（板谷信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、山本君。

3番（山本信之君） 3番、山本信之です。それでは、私は発議第3号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場から討論をいたします。

この改正は、今年8月の国の人事院勧告を踏まえ、議員の期末手当について引き下げを実施するものであります。しかし、議員の期末手当の引き下げは生活に与える影響は大きいものであります。本町の地場産業である農林業や商工業、あるいは土木建築に携わる皆様等の経済的な現状を考えてみますと、私たち議員も町の職員も、町民の皆様と同じ立場に立って考えなければならないと思っております。

そうしたことから、人事院勧告という制度に基づいて期末手当が調整されるということであ

りますので、これらのことを総合的に判断し、現在の国や県、更に町の皆様の経済状況と共に手らし合わせて考えていかなければならず、今回の改正による議員の期末手当の減額は適正であると考え、賛成といたします。

議長（板谷信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷信君） これで討論を終わります。

これから発議第3号、川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷信君） 起立多数です。

したがって、発議第3号、川根本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

閉 会

議長（板谷信君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成22年第2回川根本町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年11月30日

川根本町議会議長 板谷 信

会議録署名議員 中田隆幸

会議録署名議員 小藪侃一郎